

平成 20 年 4 月 25 日

各 位

本 社 所 在 地 大阪市中央区農人橋一丁目 1 番 22 号  
大江ビル 10 階  
会 社 名 株式会社ナチュラム  
代 表 者 代表取締役会長兼社長 中島 成浩  
(コード番号：3090 大証ヘラクレス)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 高橋 要  
電 話 番 号 06-6910-0010  
U R L <http://www.naturum.jp/>

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を制定しておりますが、平成 20 年 4 月 25 日開催の取締役会において一部改訂することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改訂後の全文は下記の通りであります。

記

### 【基本方針】

当社及びグループ会社は信用創造企業としての社会的使命を果たすために、信義則を大切にするとともに、信念をもって企業価値の増大に努めます。また、日々コーポレートアイデンティティ(CI)の改善と発展に注力しております。かかる方針のもと、企業価値の最大化のためには、当社及びグループ会社の価値、信用等に関する情報を公明、正大に開示することが重要であり、株式会社としての使命を常に自覚する中、株主の皆様とともに成長いたします。そのためには、内部統制システムの構築、並びにコンプライアンスの整備、強化が不可欠と判断し、基本方針を決定いたしました。

### 【決議事項】

#### 1. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行にかかわる情報については、各規程に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。各規程は、必要に応じて随時見直し、改善を図るものとする。

#### 2. 損失の危険の管理（リスクマネジメント）に関する規程その他の体制

- (1) 当社及びグループ会社の事業上のリスクとして、信用リスク・市場関連リスク・システムリスク・コンプライアンスリスク・情報関連リスク・カントリーリスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程マニュアルの整備、見直しを行うとともに、取締役・使用人に対して研修を実施し、リスク管理に努める。
- (2) 監査役および内部監査担当は定期的にリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。
- (3) 取締役会は必要に応じてリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

### 3. 当社及びグループ会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、グループ会社の取締役の出席による月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に当社及びグループ会社取締役らによって構成される経営会議においての審議を経た後、取締役会にて執行決定を行うものとする。
- (3) 当社及びグループ会社取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

### 4. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 内部統制システムの構築・維持・向上を推進するために、社長を委員長とした内部統制委員会を設置する。
- (2) 内部統制委員会統括事務局は、総務・人事部に設置し、法令および定款遵守の周知・徹底と実行を図る体制を構築する。
- (3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実については、内部統制委員会統括事務局に報告し、必要に応じ顧問弁護士、第三者機関等の意見聴取を通じて対処案を図り、これを取締役会及び監査役（監査役会）に報告する運用体制を構築する。
- (4) 反社会的勢力との取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。
- (5) 内部統制委員会統括事務局は、報告案件について定期的に審議のうえ、その結果と今後の再発防止対策を含めて経営会議を経て、取締役会に報告する。
- (6) 監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。

### 5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、「ナチュラムグループ企業倫理規範」のもと、当社及びグループ会社の取締役・使用人が一丸となった法令順守の徹底をはかる。
- (2) 当社はグループ会社と適時情報交換をおこなうとともに、当社グループ会社の内部統制体制をチェックする。
- (3) 当社グループ会社の使用人は、グループ会社内部通報システムを利用し通報できる体制を整備する。
- (4) 内部監査担当は、当社グループ会社の内部監査を実施するとともに、実施結果は当社及びグループ会社の代表取締役に報告し、内部統制の改善策の指導と助言をおこなう。
- (5) 内部統制委員会統括事務局は、当社グループ会社の経営管理状況を把握するため、関係会社管理規程に則り定期的に各社の状況を調査し、助言と指導をおこなう。

#### **6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役が必要に応じて業務補助のために、使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役補助者を置くこととする。指名された補助者の人事、報酬、考課などについては監査役の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

#### **7. 取締役及び使用人が監査役（監査役会）に報告するための体制その他監査役（監査役会）への報告に関する体制**

当社及びグループ会社取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、法令および「監査役会規程」等社内規程に基づき監査役へ適切かつ迅速に報告する体制を確保する。

#### **8. 監査役（監査役会）の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役はいつでも必要に応じて、当社及びグループ会社取締役および使用人に対して重要事項の報告を求めることができる。
- (2) 監査役は、「監査役会規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- (3) 監査役は、当社及びグループ会社代表取締役と必要に応じて会合をもち、代表取締役の業務執行方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要事項等について意見を交換するものとする。

以 上